

⑥ 『不適正』の区分・分類

ア 会計検査院による『不適正』の区分に準拠した区分〔支出ベース〕
 (以下「会計検査院準拠区分(支出ベース)」という。)

会計検査院が実施している検査に準拠し、県からの支出ベースで、次のとおり不適正の区分をしたものである。

区 分	説 明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	支出負担行為等の正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させたうえ、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、需用費から購入代金を一括して支払っていたもの
差替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載し、需用費を支出していたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日付を記載するなどして需用費を支出していたもの

イ 本県独自の『不適正』の分類〔納品ベース〕

「不適正」な経理処理によって納入された物品等として、本県独自に次のとおり分類した。

分類	考え方	例示
a	「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票(消耗品等)の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの	消耗品全般
b	支出伝票(消耗品等)の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	消耗品全般
c	支出伝票(消耗品等)の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品(備品等)が納入されたもののうち、現物を確認できるもの(複数の方による廃棄又は費消の証言があるものを含む)	業務用パソコン、デジカメなど
d	支出伝票(消耗品等)の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品(備品等)が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの	所在不明の業務用ロッカーなど
e	公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの	持機盤など
f	公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの	食品、飲食物など
g	その他、私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど	私的流用が疑われる金券類など